

令和7年度岡山市防犯カメラ設置支援事業補助金の概要

岡山市では、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現を目指して、地域における自主的な防犯活動に対する取り組みを支援するため、防犯カメラを新規設置や更新設置する場合に要する経費の一部を助成します。

<対象団体>

町内会、自治会、その他地域的な共同活動を行う住民団体

<対象となる防犯カメラ>

地域における犯罪の防止の目的で、不特定多数の人が利用する道路等の公共空間を撮影するもの。

※地元の警察や小学校とも十分協議し、設置場所を決定してください。

<補助対象となる経費>

新規設置や更新設置する場合、次に掲げる購入費又は賃借料及び工事に係る経費

- ① 防犯カメラを構成する機器に要する経費
- ② 防犯カメラを設置するための専用ポール等に要する経費
- ③ 防犯カメラを設置している旨の表示に要する経費
- ④ その他必要な経費（更新設置の場合における撤去費用を含む。）

※補助対象経費には、カメラ本体に係る経費が必ず含まれるものとします。

<更新設置の主な補助要件>

防犯カメラの設置が完了した日の属する会計年度終了後、6年を経過していること。

⇒（令和7年度は、平成26年度～平成30年度に当該補助事業を活用して設置した防犯カメラが対象）

※平成29、30年度は補助を実施していませんが、6年の考え方の都合上記載しています。

<補助率及び補助額の上限>

- ・補助率：上限までの実績額
- ・補助額の上限：（新規設置）防犯カメラ1台につき30万円
（更新設置）防犯カメラ1台につき20万円

<申請受付期間>

第1期：令和7年4月1日（火）～9月30日（火）

第2期：（新規設置）令和7年10月1日（水）～12月26日（金）

（更新設置）令和7年10月1日（水）～令和8年2月2日（月）

※先着順です。予算額に達した場合、今年度の事業は終了しますので、早期申請をお願いします。

※実績報告書の提出期限は、新規設置は令和8年2月2日（月）、更新設置は3月31日（火）です。

期限までに、添付書類等に不備があり受理できなければ、補助の対象とはなりませんので、余裕をもってご提出ください。

<補助対象台数の上限>

第1期：新規設置・更新設置合わせて1団体につき、3台まで

第2期：新規設置・更新設置合わせて1団体につき、第1期分と合わせて5台まで

※第2期にて上限を超えて申請を希望する場合は、事前に区役所に相談してください。

※第1期で未申請の団体はもちろん、既に3台申請されている団体も含め、第2期で申請していただけます。

<問い合わせ・申請窓口>

各区役所 総務・地域振興課

※郵便や電子メールによる提出も可能ですが、電子メールの場合は確認のため必ずお電話を頂きますようお願いいたします。

防犯カメラ設置場所	窓口及び電話番号
北区管内 (御津・建部支所管内を含む)	北区役所総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL (086) 803-1656 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 ✉ kita-soumu@city.okayama.lg.jp
中区管内	中区役所総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL (086) 901-1602 〒703-8544 岡山市中区浜三丁目7番15号 ✉ nakakusoumu@city.okayama.lg.jp
東区管内 (瀬戸支所管内を含む)	東区役所総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL (086) 944-5038 〒704-8555 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 ✉ higashikusoumu@city.okayama.lg.jp
南区管内 (灘崎支所管内を含む)	南区役所総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL (086) 902-3502 〒702-8544 岡山市南区浦安南町495番地5 ✉ minamikusoumu@city.okayama.lg.jp



申請の手引き・申請書類については、岡山市生活安全課のホームページから印刷できます。(ネット環境がない方、印刷できない方は最寄りの区役所総務・地域振興課まで問い合わせください。)

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000021152.html>

市民協働局市民生活部 生活安全課交通安全防犯室

電話 086-803-1106 (直通)

